

令和 3 年 6 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和 3 年 6 月 1 5 日)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3年－13 (3. 6. 11)	コロナ対策	精神疾患患者等の新型コロナウイルス感染症受入体制について (個人)	【現 状】 新型コロナウイルス陽性が判明した場合、国は、高齢者等の特定の者を入院勧告の対象とし、軽症者等は宿泊療養又は自宅療養を基本的な対応に位置付けているが、鳥取県では、「早期検査」「早期入院」「早期治療」の鳥取方式を新型コロナウイルス感染症対策の基本戦略に据え、新型コロナウイルス陽性となったかた全員に入院いただき、メディカルチェックを受けていただくこととしており、精神障がい者が新型コロナウイルス陽性となった場合も同様に入院いただくこととしている。 【県の取組状況】 1 県内医療機関と調整し、コロナ患者用病床として最大323床を確保し、陽性者全員が入院できる体制を構築している。 2 精神疾患の度合いや特性、新型コロナウイルス感染症の重症度に応じた入院受入体制を各圏域ごとに構築している。また、圏域ごとの状況を医師会や医療機関で組織する協議会で情報共有し、圏域外へ搬送調整する体制も整備済みである。 3 入院後に新型コロナウイルス感染症の症状が軽快したかたのうち、住み慣れた住宅環境で療養することが望ましいかたを想定し、在宅療養体制を整備することとしている。 (5月臨時議会において関連予算を計上)